

# 受動喫煙の防止等に関する条例

兵庫県では、受動喫煙を防止し、県民の皆さんの健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、平成24年3月に「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定しました。

## 受動喫煙とは…

他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

## 受動喫煙の危険性

たばこの煙には、ニコチンなど、多くの有害物質が含まれていますが、喫煙者がフィルターを通して直接吸い込む「主流煙」よりも、火のついた部分から立ちのぼる「副流煙」の方が、有害物質の含まれる量のはるかに多いため、周囲の人の健康にまで悪影響を及ぼします。

- おとな：肺がん、心疾患など
- 子ども：肺機能の低下や中耳炎、乳幼児突然死症候群など
- 妊産婦：低出生体重など



兵庫県マスコット  
はばタン

## 条例の規制内容

どのようなルール？

〔対象施設の細目等、詳細については、兵庫県ホームページをご参照ください。〕

不特定又は多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間\*）を有するすべての施設について、受動喫煙を防止するためのルールを定めた条例です。

### <主な対象施設の規制内容>

#### ①保育所、幼稚園、小・中・高校 等

##### ◆ 喫煙することができない場所

建物内全域 敷地内全域

※ 既設の喫煙室も使用できません。

#### ②病院・診療所、官公庁の庁舎 等

##### ◆ 喫煙することができない場所

建物内全域

※ 既設の喫煙室も使用できません。

#### ③大学、専修学校、薬局 等

##### ◆ 喫煙することができない場所

建物内の公共的空間\*

※ 喫煙室の新設はできませんが、既設の喫煙室は、当分の間、使用できます。

#### ④劇場、映画館、演芸場

##### ◆ 原則として、喫煙することができない場所

建物内の公共的空間\*

※ 当分の間、区域分煙措置のほか、喫煙時間を定め、公共的空間の全部について喫煙可とすること（時間分煙措置）を認めることとしています。

#### ⑤公共交通機関、社会福祉施設、物品販売業店舗、金融機関、宿泊施設、飲食店、理容所・美容所、集会場・公会堂、観覧場、運動施設、神社・寺院・教会等、その他各種サービス業施設 等

##### ◆ 原則として、喫煙することができない場所

建物内の公共的空間\*

- ※1 当分の間、公共的空間の一部を喫煙区域とすること（喫煙室設置等の区域分煙措置）を認めることとしています。
- ※2 フロントロビーが100㎡以下の宿泊施設、客室面積が100㎡以下の飲食店・理容所・美容所については、区域分煙措置・時間分煙措置のほか、喫煙可である旨の表示を行うことにより、公共的空間の全部について喫煙可とすること（喫煙可能表示措置）を認める（宿泊施設については、フロントロビーの部分に限ります。）こととしています。

\* 従業員の方など、特定の人しか出入りしない事務室や、特定の人が貸し切って利用する会議室・宴会場・個室などは、規制対象外（①・②の施設は除きます。）です。

その他、条例の規制内容の詳細については、兵庫県ホームページをご参照ください。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen\\_joure.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_joure.html)

受動喫煙の防止等に関する条例

検索



## 県民の皆さんへ

受動喫煙の防止対策にご協力をお願いします。

- ・ 受動喫煙の防止等に対する関心・理解を深め、受動喫煙を生じさせないように努めましょう。
- ・ 受動喫煙の防止等に関する措置・施策にご協力をお願いします。

喫煙することができないこととされている区域では、たばこを吸わないでください。

## 保護者の皆さんへ

未成年者を受動喫煙から守ってください。

- ・ この条例では、保護者の責務として、たばこの煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図ることを定めています。

未成年者を喫煙室や喫煙区域に立ち入らせないようにしてください。

## 施設管理者の皆さんへ

施設の区分に応じて、必要な措置を講じてください。

喫煙することができない区域を設定する場合（表面の①～⑤の施設）

- ・ 吸い殻入れ、灰皿などの喫煙器具や設備を設置しないようにしてください。
- ・ 喫煙することができない区域で喫煙している方には、喫煙の中止や退出を促してください。

喫煙室の設置などの区域分煙措置を講ずる場合（表面の③～⑤の施設）

- ・ 喫煙室や喫煙区域で発生したたばこの煙が喫煙することができない区域に直接排出されることがないように、規則等で定める基準を守ってください。  
※ 基準の詳細は、県ホームページに掲載しています。
- ・ 喫煙区域の面積は、公共的空間の面積の3分の2を超えないようにしてください。

時間分煙措置を講ずる場合（表面の④、⑤の※2の施設）

- ・ 営業時間中において喫煙することができる時間（喫煙時間）を定めてください。  
※ 喫煙時間以外の営業時間は、喫煙することができません。
- ・ 喫煙時間は、営業時間の3分の2を超えないようにしてください。

講じた措置に応じた表示をしてください。

- ・ 施設の入り口など、その施設を利用する人の目につきやすい場所に掲示してください。

## 条例の施行期日

平成25年4月1日（ただし、罰則規定は、平成25年10月1日）

※ 経過措置として、公共交通機関、宿泊施設、飲食店、劇場・映画館等については、各種義務等の規定は平成26年4月1日から、罰則規定は平成26年10月1日から適用することとしています。

< 条例に関するお問い合わせやご連絡は下記へお願いします。 >

| お問い合わせ・連絡先          | 所管区域                            | 電話番号                         |
|---------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 健康福祉部健康局<br>受動喫煙対策室 | 神戸市                             | 078-362-9146<br>078-362-9153 |
| 芦屋健康福祉事務所<br>企画課    | 尼崎市、西宮市、<br>芦屋市                 | 0797-32-0707<br>(代)          |
| 宝塚健康福祉事務所<br>(企画課)  | 宝塚市、三田市                         | 0797-83-3147<br>(ダイヤルイン)     |
| 宝塚健康福祉事務所<br>(保健所)  |                                 | 0797-72-0054<br>(代)          |
| 伊丹健康福祉事務所           | 伊丹市、川西市、<br>猪名川町                | 072-785-7461<br>(ダイヤルイン)     |
| 加古川健康福祉事務所<br>企画課   | 加古川市、高砂市、<br>稲美町、播磨町            | 079-421-9292<br>(ダイヤルイン)     |
| 明石健康福祉事務所<br>(保健所)  | 明石市                             | 078-917-1127<br>(代)          |
| 加東健康福祉事務所<br>企画課    | 西脇市、三木市、<br>小野市、加西市、<br>加東市、多可町 | 0795-42-5111<br>(代)          |

| お問い合わせ・連絡先                | 所管区域                         | 電話番号                     |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 中播磨健康福祉事務所<br>企画課（姫路総合庁舎） | 姫路市、神河町、<br>市川町、福崎町          | 079-281-9209<br>(ダイヤルイン) |
| 龍野健康福祉事務所<br>企画課          | たつの市、宍粟市、<br>太子町、佐用町         | 0791-63-5149<br>(代)      |
| 赤穂健康福祉事務所                 | 相生市、赤穂市、<br>上郡町              | 0791-43-2321<br>(代)      |
| 豊岡健康福祉事務所<br>企画課          | 豊岡市、養父市、<br>朝来市、香美町、<br>新温泉町 | 0796-23-1001<br>(代)      |
| 丹波健康福祉事務所<br>企画課          | 篠山市、丹波市                      | 0795-72-0500<br>(代)      |
| 洲本健康福祉事務所<br>企画課          | 洲本市、淡路市、<br>南あわじ市            | 0799-22-3541<br>(代)      |



兵庫県

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県健康福祉部健康局受動喫煙対策室  
電話 078-362-9146・9153 ファクシミリ 078-362-3913  
E-mail kitsuentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

24建P4-002A4